

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	中城湾港環境整備検討業務
業 務 概 要	本業務は、中城湾港泡瀬地区土砂処分場造成を進めるにあたり、事業者が取り組むこととしている環境保全措置及び環境監視計画・調査について、有識者等の指導・助言を踏まえて検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
契 約 年 月 日	令和 3年 4月12日
契 約 業 者 名	(一財) みなと総合研究財団
契約業者の住所	東京都港区虎ノ門3-1-10
契 約 金 額	43,450,000円 (税込み)
予 定 価 格	43,605,420円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	中城湾港出張所
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間(自)	令和 3年 4月13日
履行期間(至)	令和 4年 3月31日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名 中城湾港環境整備検討業務
2. 履行場所 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 中城湾港出張所
3. 契約の相手方 名称 一般財団法人 みなと総合研究財団
住所 東京都港区虎ノ門3-1-10
電話 03-5408-8291
4. 随意契約適用法令 「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1)目的・内容

本業務は、中城湾港泡瀬地区土砂処分場造成を進めるにあたり、事業者が取り組むこととして公有水面埋立事業の環境影響評価に示した環境保全措置及び環境監視計画・調査について、学識経験者、実務専門家、沖縄市、沖縄市住民及び事業者である国・県などにより構成する委員会を設置し、指導・助言を踏まえて技術的検討を行うものである。

(2)理由

契約相手方の選定にあたっては、当該業務の内容が広範かつ高度な知識と豊かな経験及び実施能力を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式を採用した。

「プロポーザル方式に準じた方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」(府開管理第590号 平成14年8月1日)に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、一般財団法人みなと総合研究財団の提案は、優れた技術者を配置予定としていたとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本調査の内容を十分理解し、求める調査の必要性・重要性に対し満足する優れた調査を行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、一般財団法人みなと総合研究財団が本調査を遂行できる唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。